

印西市立滝野中学校保護者と教職員の会(PTA)規約

<名称>

第1条 この会は、印西市立滝野中学校保護者と教職員の会(PTA)と称し、事務局を同校におきます。

<目的>

第2条 この会は、子どもの幸せを守るために家庭と学校と社会の教育発展に努め、よりよい環境づくりをします。

<活動方針>

第3条 (1)この会は、教育を本旨とする自主独立の民主団体であり、特定の政党、宗教及びいかなる団体の支配、干渉を受けません。また、営利を目的としません。

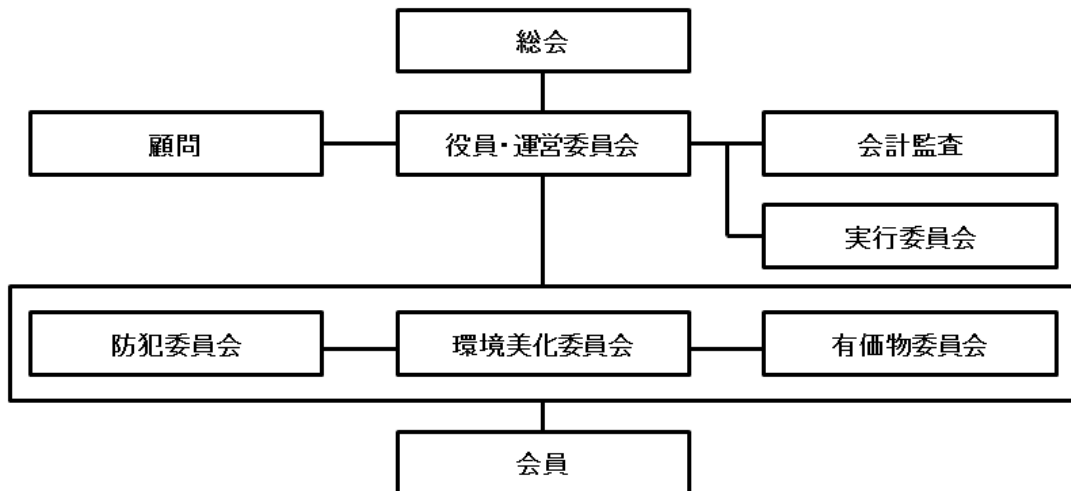
(2)学校とPTAは相互に尊重し合います。

<会員>

第4条 この会は、本校生徒の保護者と教職員で組織し、会員はすべて平等の権利と義務を有します。定められた入会手続きによって会員となります。また、特に意思表示のない限り、資格は卒業まで継続します。

<組織>

第5条 この会に次の機関を置きます。すべての委員会は公開とします。



(1) 総会

全会員で構成する最高の決議機関です。

総会では次のことを審議、決定します。

- 1) 前年度の活動報告、決算
- 2) 新年度の役員承認
- 3) 新年度の活動計画、予算
- 4) 規約の改正
- 5) その他の必要事項

定期総会は年度初めに開きます。

総会は、委任状を含めて2/3以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とします。

臨時総会は、役員・運営委員会が必要と認めたとき、または会員の1/5以上の要求があったとき開きます。

(2) 役員・運営委員会

役員と各委員会委員長・副委員長で構成し、総会につぐ決議機関です。

(3) 役員会

役員は全会員より6～9名の保護者及び1名の教職員で構成し、PTA全体の連絡、調整を図ります。互選により次の役割を決めます。但し、会長は会員が推薦してもよいものとします。

- ・会長 1名(保護者1名)
この会を代表します。
- ・副会長 2～5名(保護者1～4名 教職員1名)
会長を補佐し、会長が不在の時は代理をします。
- ・書記 2名(保護者2名)
会合の通知を出し、議事の記録保管をします。PTAの活動を会員に知らせます。
- ・会計 2名(保護者2名)
全ての収入、支出を記録保管します。
- ・顧問 1～2名(保護者1～2名)
会長が歴代役員経験者から委嘱します。

(4) 会計監査

総会において選出された教職員1名・前役員1名・保護者1名で構成し、会計を監査し、総会で報告します。

(5) 実行委員会

役員・運営委員会が必要と認めたとき、または会員の1/5以上の要求があったとき設置します。構成された実行委員で委員長・副委員長各1名を互選し、役員・運営委員会に出席し会員の意見を反映させます。

(6) 環境美化委員会

環境美化委員会は3～6名の会員で構成し、生徒の学校生活における環境の整備をおこない、学校・地域との連携を図ります。委員長・副委員長各1名を互選します。

(7) 防犯委員会

防犯委員会は3～8名の会員で構成し、生徒が安全に生活できる環境作りと学校・地域との連携を図ります。委員長・副委員長各1名を互選します。

(8) 有価物委員会

有価物委員会は3～7名の会員で構成し、生徒を取り巻くよりよい環境作りのためにリサイクル活動に従事し、学校・地域との連携を図ります。委員長・副委員長各1名を互選します。

<任期>

第6条 保護者の役員・委員の任期は1年とし、再任を妨げません。

<会費>

第7条 この会の会費は一世帯年額 3,000円とします。
会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
途中入退会に関しては、月割りで250円として納金および返金します。
但し、事情により、会費を免除することができます。

<慶弔費>

第8条 会員及び在校生徒の慶事および弔事の際には慶弔費を支払います。
・学校職員の結婚の場合は3,000円の祝い金とします。
・生徒が怪我や病気のため、1か月以上入院した場合は3,000円の見舞金とします。
・生徒が怪我や病気等の為に1か月以上入院した場合、会員がPTA活動中において、病院を受診するような怪我等が発生した場合には、見舞金を支払うことがあります。
・会員・生徒・学校職員の死亡の場合は5,000円、学校職員の配偶者およびその子どもの死亡の場合は3,000円の弔慰金とします。

<PTAサークル>

第9条 会員相互の親睦を深めるために、PTAサークル活動をおこなうことができます。サークルの新たな発足は、役員会に申請し、役員・運営委員会の承認を得てからになります。サークルには活動費が支給されます。(例 PTAバレーボール)

<改正>

第10条 本会の規約は総会の議決により改正することができます。規約の改正は総会出席者の過半数以上の同意を必要とします。
本会の細則は役員・運営委員会の議決により改正することができます。細則の改正は役員・運営委員会構成員の過半数以上の同意を必要とします。また、制定および改廃した細則は、次期総会において報告します。

附 則

- 1) この規約は 平成10年4月1日より施行します。
平成11年4月1日に一部改正施行します。
平成14年4月1日に一部改正施行します。
平成17年4月1日に一部改正施行します。
平成22年4月1日に一部改正施行します。
平成23年4月1日に一部改正施行します。
平成27年4月1日に一部改正施行します。
平成28年4月27日に一部改正施行します。
平成29年4月27日に一部改正施行します。
平成31年4月25日に一部改正施行します。
令和2年4月24日に一部改正施行します。
令和6年4月26日に一部改正施行します。
- 2) この規約は、必要があれば改正をすることができます。
- 3) 役員・運営委員会の決議を経て、この会の規約に反しない限りの細則をつくる
ことができます。

細 則

- 1) 役員欠員補充
期の途中で役員に欠員が生じた時の補充については、必要に応じてそれぞれ
役員会・学年会において決定します。この場合の任期は前任者の残留期間とし
ます。
- 2) 顧問
(1)この会は必要に応じて会長の委嘱により顧問を置くことができます。
顧問は適宜役員・運営委員会へ出席し、役員・運営委員会の諮問に応じます。

(2)顧問は次の者とします。
会長が委嘱した歴代役員経験者

(3)顧問の任期は1年とし、再任を妨げません。

この細則は、平成16年3月5日に定めました。

平成18年3月3日に一部改正しました。

平成22年3月3日に一部改正しました。

平成28年4月27日に一部改正しました。

平成29年4月27日に一部改正しました。

平成31年4月25日に一部改正しました。

令和2年4月24日に一部改正しました。